

御代田町地域公共交通活性化協議会について

1 御代田町地域公共交通活性化協議会とは

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための協議会です。

2 協議事項

- (1) 地域公共交通計画に係る調査、策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

3 委員の任期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間となります。

4 協議会の役員について

- (1) 会 長 1人（御代田町副町長）
- (2) 副会長 1人（会長が指名）
- (3) 監 事 2人（会長が指名）

5 会議の開催

会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによります。

軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うこととします。

6 委員の報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、4,000円/半日を支給します。

○御代田町地域公共交通活性化協議会設置要綱

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、御代田町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、御代田共同大字馬瀬口1794番地6御代田町役場内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- （1） 地域公共交通計画に係る調査、策定及び変更に関する事項
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する事項
- （3） 町の総合的な交通施策に関する事項
- （4） 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 町長の指名する者
- （2） 長野運輸支局長の指名する者
- （3） 長野県知事の指名する者
- （4） 交通事業者
- （5） 交通事業者の運転手組合
- （6） 道路管理者
- （7） 公安委員会
- （8） 住民又は地域公共交通機関の利用者
- （9） 学識経験者
- （10） 御代田町職員
- （11） その他町長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、御代田町副町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

4 会長は、副会長及び監事を委員の中から指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(書面による決議)

第8条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項に規定する決議について準用する。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「委員からの書面」と読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、企画財政課に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には企画財政課長、事務局員には企画財政課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 11 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 12 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算)

第 13 条 協議会の事業計画及び収支予算は、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 監事は、協議会の出納監査を行う。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

(協議会が解散する場合の措置)

第 16 条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会が解散時に保有する財産の帰属については、協議会において議決する。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

御代田町公共ライドシェア 実証運行について

令和7年10月23日

御代田町地域公共交通活性化協議会

目次

1. はじめに
2. 町の公共交通について
3. 公共ライドシェアとは
4. 実証運行の内容
5. 今後の方向性

はじめに

・御代田町公共交通計画の策定

期間: 令和6年度から

事業者: 特定非営利活動法人SCOP



・御代田町公共ライドシェア実証運行

期間: 令和7年度から

事業者: 株式会社パブリックテクノロジーズ



はじめに

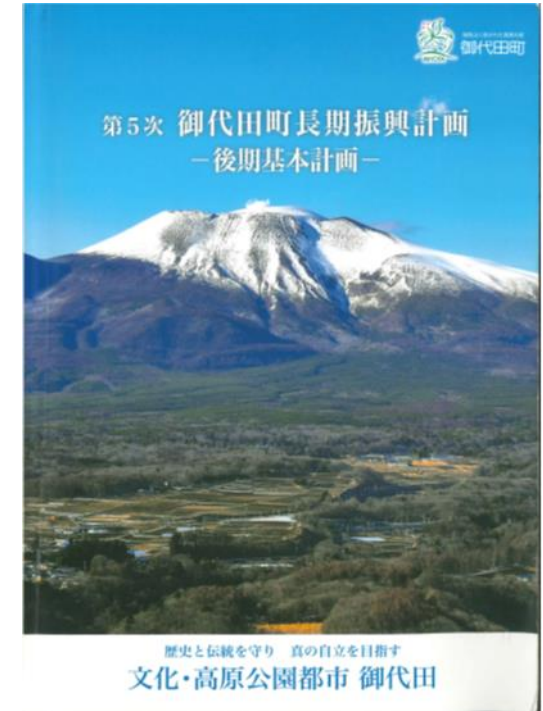
第5次御代田町長期振興計画－後期基本計画－
(計画期間: 令和3年度から令和7年度までの5年間)

【施策の方向性】

住民ニーズや社会情勢を的確に捉え、地域の実情に応じた公共サービスの見直しを行う。

【主な事業】

交通システムに関する調査、研究事業



はじめに

背景

本町では、これまで人口増加が続いてきたものの、少子高齢化や人口減少社会の影響からいずれ人口減少に転じることが想定されます。

人口減少社会においても安心して暮らせる環境を提供するため、持続可能な公共交通システムの整備が必要不可欠です。

これまでの取り組み

- ・平成28年度に「御代田町公共交通調査」を実施
- ・町内循環バスや路線バスの導入を検討 ⇒ コスト面等の理由から導入見送り

はじめに

課題と現状

- ・本町には路線バスやコミュニティバスが存在せず、子どもから高齢者まで、すべての交通弱者を対象とした公共交通が整備が課題となっています。
- ・交通事業者による輸送サービスもエリアや時間帯によって、需要に対し十分ではなく、交通空白が発生している状況が課題となっています。

目的

- ・町内の公共交通の実態や住民ニーズを把握する。
- ・交通事業者と町民の皆さまの力を借り、最適な公共交通システム（自家用有償旅客運送）を新たにデザインする。

町の公共交通について

- 鉄道
- バス
- タクシー



種別	路線名	運行区間	運行日	運転本数		役割	運行主体	運賃等
				平日	休日			
鉄道	しなの鉄道	軽井沢町～長野市	毎日	上り 25 便 下り 25 便	上り 23 便 下り 24 便	広域移動	しなの鉄道	距離制運賃
定時定路線	佐久御代田線	御代田駅～浅間総合病院	平日	御→浅 1便 浅→御 1便	—	主に通学	千曲バス	一律 200 円
タクシー利用助成	—	—（町外でも利用可）	毎日	—	—	70 歳以上の生活移動	軽井沢観光松葉タクシー	300 円の助成券で1000 円まで利用可

町の公共交通について

しなの鉄道

しなの鉄道は、通勤・通学などの町外への移動手段として重要な役割を果たしています。

今後も住民の町外への移動手段として活用しつつ、他の公共交通との連動などで利便性向上を図ります。

【御代田駅利用者数】

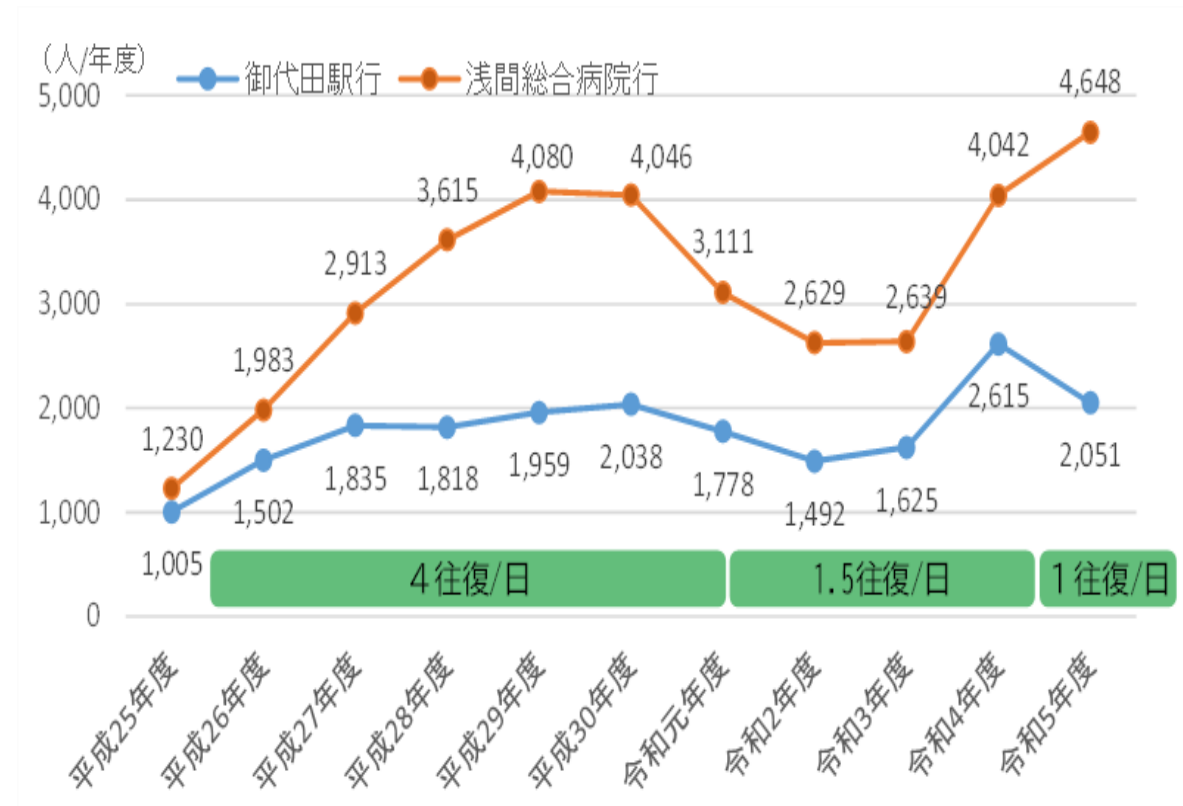
年 度	4月から9月までの 状況(月平均)(人)	年 間(人)
令和元年度	54,997	580,944
令和2年度	34,427	421,634
令和3年度	42,667	491,898
令和4年度	46,731	528,574
令和5年度	51,964	582,422
令和6年度	53,943	596,981

町の公共交通について

佐久御代田線

千曲バスは現在朝夕 1 便ずつの運行で、佐久市への高校通学の重要な移動手段となっています。

浅間総合病院行（朝便）は令和3年度以降利用者は年々増加しています。



町の公共交通について

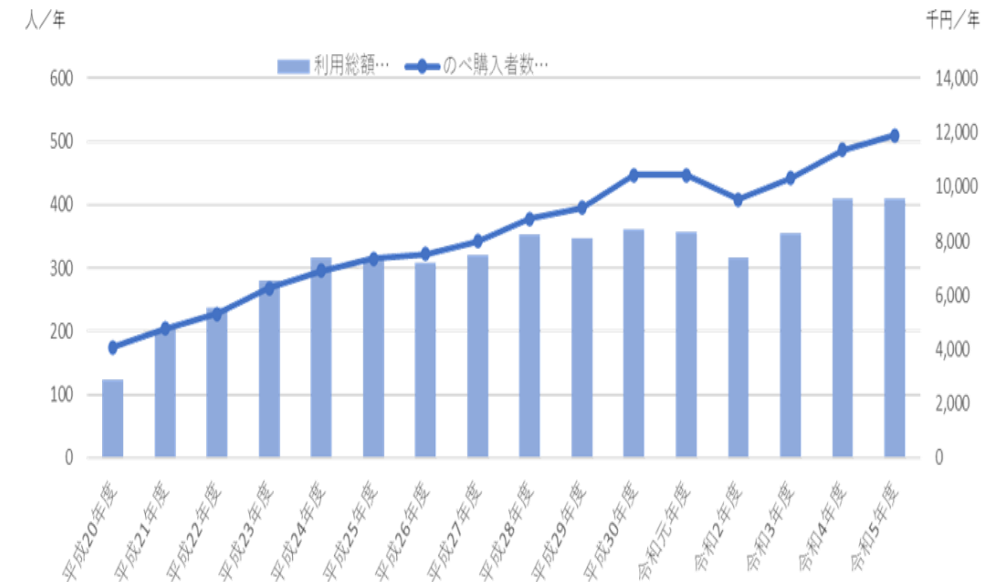
タクシー利用助成事業

町内在住の70歳以上及び70歳未満一定の障がい者をお持ちの方を対象として、日常生活に必要な移動を支援するために町内に営業所のあるタクシーを割引で利用できる「タクシー利用助成事業」を行っています。

■タクシー利用助成事業の概要 ※

- ・購入額………1枚300円の6枚つづり (1,800円)
- ・利用額………1枚で1,000円までの利用が可能 (お釣りなし)
- ・購入方法……町役場での申請書の提出
- ・購入上限……年間48枚まで (4月1日～翌年3月31日まで)

※事業を開始した平成20年度は「1枚600円・1枚で1,500までの利用」、平成30年度より「1枚400円・1枚で1,000までの利用」、令和3年度より現行



公共ライドシェアとは

別添資料

「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック」参照

実証運行の内容

概要

全ての交通弱者を対象とした新たな交通システムを検討するため、実証運行を**令和7年12月1日**から実施します。



位置付け及び対象者

○位置付け：**交通空白輸送**を行い、町の公共交通を補完する生活交通

○主な対象：高齢者（通院・買い物等）

学 生（習いごと、スポーツ少年団等）



実証運行の内容

運行概要①

○実施主体：御代田町（長野県北佐久郡御代田町馬瀬口1794-4）

代表者 御代田町長 小園 拓志

○運行管理：タクシー事業者等を予定

○ドライバー：町民の皆様

○システム提供者：株式会社パブリックテクノロジーズ

実証運行の内容

運行概要②

- 運行期間：令和7年12月1日から令和8年1月31日まで
(※1月以降も継続を予定)
- 利用者：御代田町に住所を有する方
- 運行範囲：町内全域
- 運行日時：8時30分から17時00分まで（日曜・祝日、年末年始運休）
- 運賃：一律400円（高校生以下、障がい者と同伴者半額）
- 決済方法：現金、クレジットカード、Paypay



いれトク! AI配車

アプリからの予約方法

今後の方向性

○実証運行の実施期間について

- ・第1段 令和7年12月1日から令和8年1月末まで
- ・第2段 令和8年2月1日から令和8年6月末まで(予定)

○地域公共交通計画の策定について

令和6年度に実施をした基礎調査と今回実施をする実証運行の結果を計画に反映

令和 7 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類（案）

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名 称）御代田町地域公共交通活性化協議会

（対象市町村）御代田町
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 7 年 1 0 月 〇〇 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
運行主体の名称：御代田町
住 所：長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794- 6
代 表 者 の 氏 名：御代田町長 小園 拓志
5. 調った協議の内容
 - （1）路線又は運送の区域
町内全域
 - （2）旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
一律 400 円（高校生以下、障がい者と同伴者半額）
 - （3）運送しようとする旅客の範囲
御代田町に住所を有する方
6. その他特記事項

令和 7 年 月 日

御代田町地域公共交通活性化協議会 主宰者

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長